



「フェラーリF50」の減価償却資産該当性

今回は、高級自動車が、所得税法38条2項の「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当するか否かについて判断を示した東京地裁判決をご紹介します。

(令和5年3月9日東京地裁・却下・棄却・控訴・TAINSコード:Z888-2508)

∞

∞

∞

∞

＜事案の概要＞

処分行政庁は、原告の所有していた車両（フェラーリ4台）が所得税法38条2項の「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当するとして、その譲渡所得の金額の算定上、減価の額を控除して取得費を計算し、また、原告の外貨預金口座への入出金により生じた為替差損益を雑所得とした上で、その譲渡原価を総平均法に準ずる方法により計算して更正処分等を行いました。本件は、原告が、売却した上記車両中には「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当しないもの（フェラーリF50）があることなどを理由に、処分の一部の取消しを求めた事案です。

＜東京地裁の判断＞

東京地裁は、次のように判示して、原告の請求を棄却しました。

1 フェラーリF50の減価償却資産該当性

自動車の本来の効用は、人や物を乗せ路上を走ることにあるところ、その機能は一般的・典型的に減価していくものである。その自動車が、「時の経過によりその価値の減少しない」資産に該当するといえるような例外的な場合とは、それが、「骨とう」すなわち「古美術品、古文書、出土品、遺物等」に類するといえる程度の長期間を経てもなお確立した高い価値を維持しているような場合等に限られる。

フェラーリF50は、フェラーリ社の歴史の中でも重要なコレクションカーであり、かつ、349台限定で製造されたことから、その機能面のみならず、美的側面や希少性も価格形成要因の相当部分を占めているものと認められる。他方、過去のオークションにおいても、レーシングカーとしての機能をもって公道を走行できることなどが掲げられており、その価値の背景に、自動車の有する本来の機能があることは明らかである。さらに、フェラーリF50は、売却時でみても製造から18年程度しか経過していないのであるから、いわゆる「骨とう」といえるほどの期間にわたり高い価値を維持しているとはいえない。現在のように数億円を超える価格で落札されるに至った背景には、高級車等が投機の対象として見られるようになってきたことがあるものとうかがえるから、今後の価格推移については未だ不確定な面もあるといわざるを得ない。したがって、本件車両は、所得税法38条2項にいう「使用又は期間の経過により減価する資産」として、取得費から減価の額を控除することになる。

2 外貨預金に係る為替差損益の所得区分

譲渡所得の課税対象となる資産とは、その価値の増加益を観念できるものを指すものというべきである。ここで、貨幣とは、商品の価値尺度や交換手段として社会に流通するものを指すところ、その性質に照らせば、貨幣自体の価値の増加又は減少を観念することはできないものというべきである。そうすると、為替差損益、すなわち外貨と円貨の交換により生じた損益も、当該外貨自体の価値の増減によるものではないこととなるから、譲渡所得の対象となる資産には該当せず、雑所得に区分されることとなる。また、本件各為替取引のように複数回にわたり為替取引が行われた場合の譲渡原価の計算を総平均法に準ずる方法により行うことには、合理性があるというべきである。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 音子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判45頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。